

京都市建築基準条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第15  
4号）（都市計画局建築指導部審査課）

京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例第3条第1項の規定により指定された歴史的細街路に接する建築物の敷地のうち、当該建築物が伝統的な建築様式によるものであると市長が認めるものについては、道路の角にある敷地内の建築の制限に関する規定を適用しないこととしました。

この条例は、京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例の施行の日から施行することとしました。

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 樺本 順 兼

京都市条例第154号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例第3条第1項の規定により指定された歴史的細街路に接する建築物の敷地のうち、当該建築物が伝統的な建築様式によるものであると市長が認めるものについては、この限りでない。

第3条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

附 則

この条例は、京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例の施行の日から施行する。

(都市計画局建築指導部審査課)